

# 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東望会（以下「法人」という。）の理事及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(報酬)

第2条 法人の役員に対して勤務実態に即して報酬を支給する。ただし、事業所の職員を兼務する役員はこの規程を適用しない。

2 前項の報酬の額は、18万円とする。

(支給日)

第3条 役員等の報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第4条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 日当および宿泊料は、次のとおりとする。

日当 1日につき5,000円

宿泊料 1泊につき10,000円

(委任)

第5条 この規程の改正については、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。